



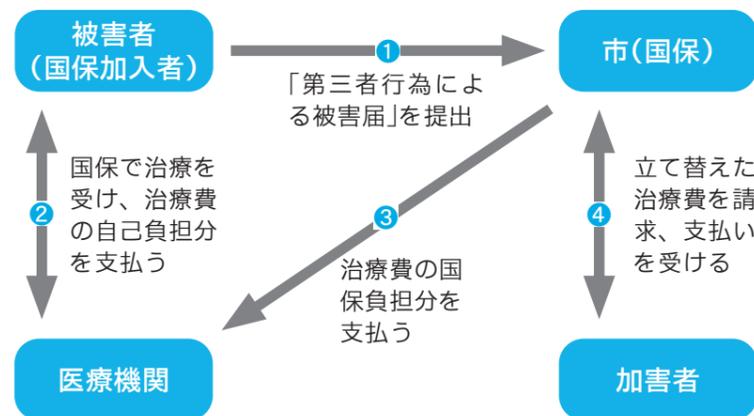
## 交通事故などのけがの治療に 国保の保険証を使用したいとき

### 「第三者行為による被害届」の 提出を

第三者行為(\*)によるけがや病気の治療で国保の保険証を使いたい、または使ったときは市に「第三者行為による被害届」を提出する必要があります。

**\*第三者行為:** ▼交通事故 (同乗していた車の自損事故を含む) ▼暴力行為を受けた ▼他人が飼っているペットにかまれた ▼飲食店で食中毒に遭った など

本来、他人の行為だけがをし、病気になったという場合の治療費は、加害者が負担するのが原則です。しかし加害者との間にトラブルがあったり、治療費をすぐに用意できなかったりと、治療を早く受けたいのに支払いのめどが立たない場合があります。



こうしたときに被害者救済のために治療費をいったん国保で立て替えることができます。国保が立て替えた治療費は、市が後から加害者へ請求します。

「第三者行為による被害届」は治療を受ける前の届け出をお願いしますが、急を要する場合は治療を受けた後でも受け付けます。  
※▼けんかなど自身にもけがの原因がある場合は、国保が使えないことがあります▼交通事故の場合は必ず警察と加入している保険会社に連絡してください

### ■届け出がないと

「第三者行為による被害届」の提出がない場合、市では第三者行為によるけがの治療ということが分かりません。そのため、加害者に治療費を請求できなくなってしまう。皆さんの保険税を大切に使うために、必ず届け出をお願いします。

■届け出に必要なもの  
。保険証  
。印鑑  
。本人確認書類(運転免許証など)  
。交通事故証明(交通事故の場合)  
「負傷原因報告書」の提出にご協力を

市では、医療機関から提出されるレセプト(診療報酬明細書)に基づき、治療内容から第三者行為が疑われる人に「負傷原因報告書」を送付しています。  
第三者行為に該当しない人にも届く場合がありますが、届いたときはけがの原因について記入の上、提出をお願いします。  
第三者行為に該当していた場合は、市の案内に従い、必要な手続きをとりましょう。

【問い合わせ・届け出】  
本館国保医療課 ☎41-3583



## 低所得世帯が対象 原油価格高騰対策緊急支援事業 灯油等購入費用の一部を助成します

市では、原油価格高騰の影響による低所得世帯の冬季経済的負担の軽減を図るため、灯油や防寒用品などの購入費用の一部を助成します。

### ■対象

基準日(令和3年11月1日)において、次の要件を全て満たす世帯の世帯主または代表者  
▼本市の住民基本台帳に登録されていること ▼令和3年度の市町村民税が世帯全員非課税であること  
※世帯全員が ▼高齢者施設などの住所で登録している ▼生活保護を受給している場合は対象外

### ■助成額

1世帯当たり5000円(灯油購入助成券(1000円券×5枚)を交付)

※冬季の生活を支える灯油暖房器具や防寒用品、雑貨類などの購入を希望する人には、灯油購入助成券ではなく現金による助成も可能です

### ■助成の方法

基準日(11月1日)において対象要件を満たしている世帯には、12月中旬に灯油購入助成券を送付します。申請は不要です。

※現金による助成を希望する人は、灯油購入助成券に同封している必要書類を記入の上、灯油購入助成券と一緒に新館地域福祉課まで返送してください

令和3年1月2日〜11月1日までに他市町村から転入してきた人など、市で課税状況が確認できない人がいる世帯は、申請が必要です。対象要件を満たしていることが確認できる書類を添付して申請してください。  
申請方法は、市ホームページ  
([https://www.city.hanamaki.iwate.jp/kenko\\_iryu\\_fukushi/oshi\\_rase/1015405.html](https://www.city.hanamaki.iwate.jp/kenko_iryu_fukushi/oshi_rase/1015405.html))で紹介しています



【問い合わせ・申請】  
新館地域福祉課 ☎41-3572



## 都市計画道路 山の神諏訪線(1工区)が 12月24日に開通します

【問い合わせ】  
新館道路課 ☎41-3560

現在整備を進めている(仮称)花巻PAスマートICへのアクセス道路となる「山の神諏訪線」の国道4号側(1工区)が12月24日(金)に開通します。同路線のスマートIC側(2工区)の開通は令和4年度を予定しています。

